

他動詞対格残存受身文の定義と範囲

— 日中対照研究の立場から —

熊 仁 芳

1. 問題提起

日本語には、(1)(2)のような、普通「持ち主の受身」¹と呼ばれる受身文がある。

- (1) 太郎は次郎に頭を殴られた。
- (2) 太郎は次郎に財布をとられた。

この類の受身文は、その主格名詞と対格名詞が所有・所属関係をもつことが特徴とされている。そして、この所有・所属関係は普通ノ格で表示できる。例えば、(2)においては、対格名詞「頭」が主格名詞「太郎」の身体部位であり、両者の意味関係を「太郎の頭」で表示できる。(2)における対格名詞「財布」が主格名詞「太郎」の所有物であり、両者の意味関係を「太郎の財布」で表示できる。

一方、中国語においても同じような特徴をもつ受身文がある。

- (3) 他被人踩了脚。
(和訳：彼は人に足を踏まれた。)²

(4) 我被小偷偷了钱包.

(和訳：私は泥棒に財布を盗まれた.)

例えば、(3)における対格名詞「脚(足)」が主格名詞「他(彼)」の身体部位で、両者の意味関係を「他的脚(彼の足)」で表示できる。(4)における対格名詞「钱包(財布)」が主格名詞「我(私)」の所有物であり、両者の意味関係を「我的钱包(私の財布)」で表示できる。中国語においては、(3)(4)のような、主格名詞と対格名詞が所有・所属関係を持つ受身文は「保留賓語被動句」と呼ばれている。

このように、日本語の「持ち主の受身文」と中国語の「保留賓語被動句」は類似する特徴を持っている。そのためか、両者を同様に扱う研究が見られる。しかし、両者は完全に一致するものではない。例えば、(5 a)は中国語で「保留賓語被動句」とみなされているものであるが、それに対応する日本語の文(5 b)は「持ち主の受身文」とは言いにくい。

(5) a. 箱子被她捆上了绳子。(李臨定1980: 402)

b. 箱は彼女に縄で縛られた。

従って、日本語の「持ち主の受身文」と中国語の「保留賓語被動句」を対照し考察する際、まず研究の土台をきちんと築かなければならない。つまり、両者の異同をはっきりしたうえ、統一した基準で「持ち主の受身文」と「保留賓語被動句」を規定する必要があると思われる。

本稿は、日中対照研究の立場から、(1)~(5)のような文を「他動詞対格残存受身文」で統一することを主張したい。具体的には、このような受身文を新たに規定する必要性を述べ、その上で、「他動詞対格残存受身文」を定義し、その範囲を規定する。

2. 従来の規定

2.1 日本語の「持ち主の受身文」

まず、日本語の受身文における「持ち主の受身文」の位置づけに触れたい。

金水（1993）は、「日本語の受身文を分類する場合、複数の観点がありうる」（金水1993：476）と述べている。例えば、統語構造によって「直接受動／間接受動³」，「昇格受動文／降格受動文」の二通りの分類法があり，主語の意味的な類型によって「有情の受身／非情の受身」，動作主の表示形式によって「に受動文」「によって受動文」「から受動文」などに分けられ，また意味論的類型によって「被害，（はた）迷惑，働きかけ，中立」などの分類法が見られる。そのほかに，「固有の受身／被固有の受身」「有標受身文／無標受身文」などの分類法もある。このように，受身文という事象は同じではあるが，それぞれの立場やアプローチが異なるため，名称の異なりのみならず，統語的マーカーに基づくものと意味解釈に基づくものが混在している。

また，日本語の受身文における「持ち主の受身文」の位置づけに関しては，様々な説が見られる。先行研究に見られる分類の異同をより簡潔に示すために，次の用例を中心に表1のようにまとめた。⁴

- (6) ①太郎が次郎に殴られた。
②太郎が次郎に算数を教えられた。
③太郎が次郎に顔を殴られた。
④太郎が次郎に鞆を裂かれた。
⑤太郎が子供に死なれた。
⑥太郎が雨に降られた。
⑦旗を立てられる。

表1で挙げている七つの用例には重複的なものもあるが、先行説においては、説によって取り扱い方が違い、分類も異なっている。③④のような一般的に「持ち主の受身文」と呼ばれるものについては、以下のような三つの捉え方が見られる。

- イ) 間接受身の下位分類として捉えている。例えば、三上 (1953), 柴谷 (1978), 寺村 (1982) 等である。
- ロ) 直接受身の下位分類として捉えている。例えば、高橋 (1985), 益岡 (2000), 工藤 (1990), 森田 (2002) 等である。
- ハ) 直接受身や間接受身と同じレベルの分類として捉えている。例えば、松下 (1928, 1930), 鈴木 (1972), 堀口 (1982), 森山 (1988), 仁田 (1992), 山内 (1997), 張 (1997) などである。

このように、日本語の受身文における「持ち主の受身文」の位置づけ、その命名や範囲に関しては、研究者によって捉え方がそれぞれ異なっており、まだ統一されていないのが現状である。また、日本語の「持ち主の受身文」の定義についても、規定が統一されていない。代表的なものを下に挙げてみる。⁶

- 鈴木 (1972) : もとになる動きの対象の持ち主を主語として表した受身。もとの文の対象語 (被所有物) はそのまま残る。 (p.280)
- 高橋 (1985, 2003) : 対立する能動構文の補語が示すものの持ち主を示す規定語が受身構文の主語になる。 (2003 : 140)
- 工藤 (1990) : 目的語の規定語 (ノ格) が主語となる受身文。 (p.52)
- 仁田 (1992) : 元の文のヲ格やニ格の共演成分の持ち主を表す名詞をガ格に取りだし、それによってガ格の共演成分をガ格から外した受身文。 (p.349)
- 益岡 (2000) : 所有物 (人を含む) が動作を受けその結果その所有者 (持

表1：日本語の受身文に関する先行説⁵

	① 太郎が次郎に殴られた。	② 太郎が次郎に算数を教えられた。	③ 太郎が次郎に顔を殴られた。	④ 太郎が次郎に袍を裂かれた。	⑤ 太郎が子供に死なれた。	⑥ 太郎が雨に降られた。	⑦ 旗が立てられる。
松下 1928 1930	利害被動						単純 被動
	自己被動		所有物被動		所有物 自己被動	他物 被動	
三上 1953	まともな受身		はた迷惑の受身				
鈴木 1972	直接受身	相手の受身	持ち主の受身		第三者の受身		
柴谷 1978	直接受身		間接受身				
寺村 1982	直接受身		間接受身				
堀口 1982	直接の受身		関係事物の受身		間接の受身		
高橋 1985 2003	まともな受身				第三者の受身		
	直接 対象受身	間接 対象受身	持ち主の受身				
益岡 1987 2000	受影受動文						降格 受動文
	直接受動文			間接受動文			
				持ち主の受身			
森山 1988	まともの受身		部分の受身	所有の受身	迷惑の受身		
工藤 1990	当事者受動文				関係者受動文		
	直接受動文		間接(持ち主)受動文				
仁田 1992	まともの受身		持ち主の 受身	第三者の受身 間接受身			
山内 1997	斜格昇格型受身		属格昇格型受身			新規主格 受身	
張 1997	直接受身			持ち主の 受身	間接受身		
森田 2002	直接受身				間接受身		
			持ち主の受身				
影山 2006	受影受身文						変化 受身文
	行為受影受身				出来事受影受身		

ち主が影響を被るという事態を表す受身。(p.59)

森田 (2002) : 主体が受身の対象に直接なるのではなく、己の所有物 (ないしは己の部分) を通して受け手となる。(p.212)

上の定義においては「持ち主」「所有物」「所有者」などの言葉が用いられている。これは、受身文の主格名詞と対格名詞が所有・所属関係を持つことが「持ち主の受身文」の定義の前提であることを物語っている。主格名詞と対格名詞が所有・所属関係をもつこと、即ち、主格名詞はいつも対格名詞の持ち主であることから、「持ち主の受身文」と命名されたのであろう。

主格名詞と対格名詞が所有・所属関係をもつという共通点が見られる一方、日本語の「持ち主の受身文」はその定義と判断基準が未だに統一されていないのが現状である⁷。

- (7) 花子は太郎に頭を殴られた。
- (8) 花子は太郎に財布をとられた。
- (9) 花子は太郎に息子を叱られた。

例えば、仁田 (1992) においては、(7) のような、対格名詞と主格名詞が分離不可能な所有関係である文のみが「持ち主の受身」と規定されており、(8)(9) のような、対格名詞と主格名詞が分離可能な所有関係である文はそれぞれ「直接受身文」と「第三者の受身」に分類されている。それに対し、松下 (1928)、鈴木 (1972)、高橋 (1977)、堀口 (1982)、工藤 (1990) においては、(7)～(9) は「持ち主の受身」と分類されている。

また、山内 (1997) においては、(10)(11) のような、対格以外の斜格名詞と主格名詞が所有・所属関係を持つものも (7)～(9) と同様に扱わ

れている⁸。

(10) 私は花子に飴を口の中へ押し込まれた。(山内1997:122)

(11) 私は田中に前妻と結婚された。(山内1997:122)

このように、日本語の「持ち主の受身文」は直接受身文と間接受身文との間に位置し、その中間的な存在が認められているが、それが間接受身文・直接受身文のいずれに属するか、或いはどちらにより近いか、という点においては、統一した見解が得られているとは言い難い。また、具体的な定義や判断基準も、研究者により異なっているのが現状である。

2.2 中国語の「保留賓語被動句」

日本語学と同じように、受身文の研究は、中国語学においても非常に関心度が高く、研究の層も厚い。主な研究を纏めてみると、日本語の受身文の分類と異なり、中国語の受身文に関しては、「有標被動句（有標受身文）／无標被動句（無標受身文）」、「長被動句（動作主明示受身文）／短被動句（動作主不明示受身文）」のような分類法が見られる。そのうち、一つの特異なものとして、「保留賓語被動句（目的語保留受身文）」が挙げられるのが一般的であり、それを受身文の体系の中でどう位置づけるか、明確にされていないのが現状である。

中国語の「保留賓語被動句」については、以下のような定義が見られる。

呂叔湘（1965, 2002）：被動句動詞后帶賓語（2002：566）

（和訳：受身動詞の後に目的語がついている。）

徐杰（2001）：汉语被動句中的逻辑賓語并非整个从動詞后移至動詞前，而是其中一部分移至動詞前，另外一部分留在動詞后原位置，从而造成了一类特殊的被動句。（p.24）

(和訳：ある特定の条件下で、中国語の受身文では、目的語にあたる成分が、その全体が動詞の後ろから動詞の前に移動せず、その一部が動詞の前に移動し、一部が動詞の後ろの位置に残留するといった特殊な受身文である.)

陆俭明 (2006)：“被”字句的主要动词后面都有可能再带上一个名词性的宾语。(p.224)

(和訳：被動文の主動詞の後に目的語を表す名詞が付けられるものである.)

主格名詞と対格名詞の意味関係から規定される日本語の「持ち主の受身」と異なり、中国語の「保留賓語被動句」は、主にこの類の受身文の統語的特徴を捉え、定義されている。詳しく言うと、対格名詞の一部が受身文の主格の位置に昇格せず、元々の位置（動詞の後ろ）に残存するという特徴により定義されている。

中国語の「保留賓語被動句」には、「持ち主の受身文」に類似する特徴を示しているものがある。例えば、(12)～(15)である。

(12) 他被敌人炸伤了左脚。(李臨定1980：401)

(和訳：彼は敵に左足を傷つけられた.)

(13) 你给地主害死爹，我给地主害死娘。(李臨定1980：401)

(和訳：貴方は地主に父親を，私は地主に母親を殺された.)

(14) 我就被 (小偷) 偷走过一个钱包。(陸俭明2006：224)

(和訳：私は泥棒に財布を盗まれた.)

(15) 那本儿被你那宝贝孩子撕掉了四五张纸。(陸俭明2006：224)

(和訳：あのノートは君の子供に四、五枚の紙を剥がされた.)

(12)～(14)においては、対格名詞の一部分が受身文の主格に昇格せず、元の位置に残存している。しかも、残留する対格名詞は受身文の主格名詞の身体部位（「左足」）、親族（「親」）と所有物（「財布」）を表すものであり、日本語の「持ち主の受身文」と同様な特徴を示している。また、(15)においては、対格名詞は主格名詞の部分量を表す、いわゆる名量詞であり、(12)～(14)の対格名詞とは性格が少し違うが、主格名詞の全体の一部分を表すものであるため、広い意味で言えば、「持ち主の受身文」と性質が同様と言えるだろう。

一方、主格名詞と対格名詞の意味関係に関わらず、対格名詞がもとの位置に残存すれば成立する「保留賓語被動句」には、「持ち主の受身文」と全く性格が異なるものも数多く見られる。それは主格名詞と対格名詞が所有・所属関係を持たないものである。(16)～(18)がその例である。

(16) 他被门槛绊了一交。（李臨定1980：402）

（和訳：彼は敷居にちょっと躓いた。）

(17) 箱子被她捆上了绳子。（李臨定1980：402）

（和訳：箱は彼女によって縄で縛られた。）

(18) 就这样，他叫人家将了一军。（吕叔湘2002：567）

（和訳：彼は人に難題を持ちかけられた）

(16)～(18)においては、主格名詞と対格名詞の間には、(12)～(15)のような所有・所属関係が見られない。(16)の「一交」は動詞「絆」の量を表す「動量詞」であり、日本語に訳す時、言語化されないが、強いて言えば、連用修飾語の「ちょっと」に対応する。(17)の「繩子（縄）」は動詞「捆（縛る）」の道具で、日本語においてはデ格で表されるのが一般的である。(18)の「一军」は動詞「将了」とペアとなり、慣用句として使われている。即ち、(16)～(18)においては、「賓語」の位置に立って

いる名詞が、意味的には、動詞で表される動作の働きかけの対象を表すものではない。それに対応する日本語訳は働きかけの対象を表すヲ格に訳さない。

また、(19) (20) のように、「賓語」にあたる部分は日本語の対格名詞に対応するが、動作の働きかけの対象を表すものではなく、動作の結果、生産物を表すものもある。

(19) 衣服被火烧了一个窟窿。(李臨定1980: 402)

(和訳: 服は火で穴をあけられた.)

(20) 那块布被她作了一条裤子。(李臨定1980: 402)

(和訳: 布は彼女によってズボンを作られた.)

このように、受身文の統語的な特徴を捉え、定義している「保留賓語被動句」には、日本語の「持ち主の受身文」に類似する(主格名詞と対格名詞は所有関係を持つ)ものもあれば、(16)～(20)のような、「持ち主の受身文」とは異質の、主格名詞と対格名詞が所有関係を持たないものも数多く存在する。

2.3 中国語と日本語の異同

以上、日本語の「持ち主の受身文」と中国語の「保留賓語被動句」の位置づけと定義を概観した。研究者により、それぞれの定義と判断基準が未だに統一されていないのが現状であるものの、「持ち主の受身文」は「保留賓語被動句」の一部と類似する特徴を持っている。一方、「持ち主の受身文」と「保留賓語被動句」はそれぞれ異なる視点から捉えられるものであるため、相違する部分も少なくない。具体的に言えば、「保留賓語被動句」には、「持ち主の受身文」と同じく、主格名詞と対格名詞が所有・所属関係を持つものもあれば、「持ち主の受身文」と異質のもの、即ち主格名詞

と対格名詞が所有関係を持たないものも数多く存在する。

「持ち主の受身文」と「保留賓語被動句」の異同を表2にまとめる。

表2：「持ち主の受身文」と「保留賓語被動句」の異同

特徴	持ち主の受身文	保留賓語被動句
対格名詞と主格名詞が所有所属関係を持つ。	(7) 花子は太郎に <u>頭</u> を殴られた。 (8) 花子は太郎に <u>財布</u> をとられた。 (9) 花子は太郎に <u>息子</u> を叱られた。	(12) 他被敌人炸伤了 <u>左脚</u> 。 (13) 你给地主害死 <u>爹</u> ，我给地主害死 <u>娘</u> 。 (14) 我就被偷走过一个 <u>钱包</u> 。 (15) 那本儿被撕掉了 <u>四五张纸</u> 。
対格名詞と主格名詞が所有所属関係を持たない。		(16) 他被门檻绊了 <u>一交</u> 。 (17) 箱子被她捆上了 <u>绳子</u> 。 (18) 他叫人家将了 <u>一军</u> 。 (19) 衣服被火烧了一个 <u>窟窿</u> 。 (20) 那块布被她作了一条 <u>裤子</u> 。

3. 新たに規定する必要性

表2から「持ち主の受身文」と「保留賓語被動句」の異同が分かる。「持ち主の受身文」と「保留賓語被動句」は類似するが、完全に一致するものではなく、異なるものである。では、対照研究するには、「持ち主の受身文」と「保留賓語被動句」をどう捉えるべきか。本稿においては、対照研究の立場から、「持ち主の受身文」と「保留賓語被動句」を統一して捉えたい。そのため、いずれかに偏らず、一つの基準で両者を捉えなければならない。何を基準にして捉えるべきか、もとの定義をそのまま基準にすればいいのだろうか。

まず「持ち主の受身文」の定義を借用できるかどうか、論じたい。表2で分かるように、もし「持ち主の受身文」の定義で規定すれば、「保留賓語被動句」のうち、対格名詞と主格名詞が所有関係を持たないものは除外されることとなる。また、日本語では、持ち主の受身文と同じ構文形式をもちながら、対格名詞と主格名詞が所有・所属関係を持たない受身文も多

く存在する。例えば、(21) (22) である。

(21) 人気者になった吉弥はある会場で入りきれないお客のために、立ってしゃべったり手を振ったりしたことがあったそうだが、気を遣ったつもりがかえって前にいたお客さんにアンケートで苦情を書かれたらしい。(朝日新聞・2008年04月08日・夕刊)

(22) 一昨年十月の衆院選で、自民党は県内の小選挙区五議席のうち一つしか獲得できず、全国でもまれな「新進王国」を築かれた。(朝日新聞・1998年05月22日・朝刊)

(21) (22) は、構文上では「持ち主の受身文」と全く同じ形、即ち「XがYにZをV(ら)れる」という構文形式を有している。しかし、持ち主の受身文と異なり、対格名詞は主格名詞と所有・所属関係を持たない。(21)においては、「苦情」は主格名詞「吉弥」の「苦情」ではなく、Yに当たる「お客さん」の「苦情」である。(22)の「新進王国」も同様で、主格名詞「自民党」に属するものではなく、むしろ「自民党」のライバルに属するものであろう。もし今までの「持ち主の受身文」の定義をそのまま使用すれば、(21) (22) のような文は「第三者の受身」または「間接受身」としか解釈できない。同じ構文形式のものを二通りに解釈することは統一性に欠けていると言わざるを得ない。

では、「保留賓語被動句」の定義にすればどうだろうか。統語的な特徴から定義される「保留賓語被動句」の規定で捉えれば、「持ち主の受身文」も(21) (22) の文も統一して解釈できる。但し、中国語の「賓語」は、日本語の「目的語」より広い範囲で使われている。対象目的語と結果目的語のほかに、動作の道具、材料を表す名詞も、動作の行う場所を表す名詞も「賓語」になれる。例えば、「吃食堂(食堂で食べる)」、「吃大碗(井で食べる)」である。「保留賓語被動句」でも、(17)のように、道具名詞が「賓

語」となる例が見られる。従って、中日対照研究をする際には、(17) のような文をどう捉えるかという問題に直面する。即ち、中国語の「賓語」と「保留賓語被動句」の定義をそのまま引用すれば、「XがYにZをV(ら)れる」構文が「XがYにZで(に)V(ら)れる」までに拡大してしまうことがある。

このように、今までの「持ち主の受身文」と「保留賓語被動句」の定義をそのまま引用すれば、両者を統一して捉えるには限界があるため、再定義する必要があると思われる。

4. 他動詞対格残存受身文の定義と範囲

4.1 他動詞対格残存受身文の定義

これまで見てきた日本語の「持ち主の受身文」と中国語の「保留賓語被動文」の先行説は、それぞれの立場に立ち、論を展開してきたもので、それぞれの説の立場に立って理解するとすれば首肯できるかもしれない。しかし、次の二点が問題点として残されている。

①受身文の分類基準の不統一

②対格残存受身文の定義や分類基準の不統一

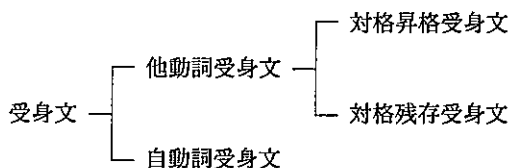
対格残存受身文の定義や分類基準を決める際には、受身文の分類や捉え方が前提となると思われる。従って、本節では、まず受身文の分類基準や捉え方を決め、その上、対格残存受身文を規定するという手順で論を進めたい。

前で触れたように、日本語の受身文は、研究の視点により、様々な分類法が見られる。統語的な特徴を基準に分類するものも見られるが、意味的な特徴を基準に分類するもの（例えば、「直接受身／間接受身」「まものの受身／(はた)迷惑の受身」など）が一般的である。意味に基づく分類は必要ではあるが、意味の解釈には主観的な判断を避けかねるため、意味解

釈の結果は人によって様々であり、一致しない場合が多く、論の展開にマイナスの影響を与えかねない。従って、本論文では、できるだけ統語的な基準で受身文、または対格残存受身文を規定する。

本稿では、まず受身文を、大きく「他動詞受身文」と「自動詞受身文」の二種類に分け、更に「他動詞受身文」を、他動詞の対格名詞が受身文の主格に移動するか否かにより、「対格昇格受身文」と「対格残存受身文」の二種類に分ける。即ち、以下の通りである。

図1：本稿での受身文の分類

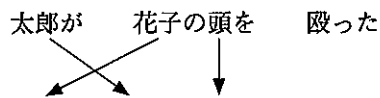


日本語では、「対格昇格受身文（例：太郎は次郎に殴られた）」も「対格残存受身文（例：太郎は次郎に頭を殴られた）」も「自動詞受身文（例：太郎は父に死なれた）」も成立可能である。それに対し、中国語では、「自動詞受身文（例：*他被父亲死了〈彼は父に死なれた〉）」は成立せず、「他動詞受身文」（つまり「対格昇格受身文（例：张三被李四打了〈張三は李四に殴られた〉）」と「対格残存受身文（例：张三被李四打了头〈張三は李四に頭を殴られた。〉）」しか見られない。

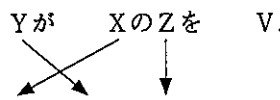
そして、以上の規定を踏まえ、本論文では、「他動詞受身文」の下位分類の一つである「対格残存受身文」を次のように規定したい。

対格残存受身文とは、能動文における他動詞の対格名詞句の主要部が、受身化される際、受身文の主格の位置に移動せず、元の位置に残存する他動詞受身文である。

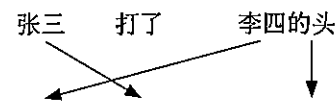
この規定について少し詳しく説明する。

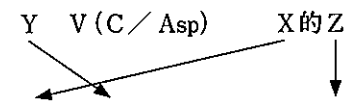
- (23) a. 能動文： 太郎が 花子の頭を 殴った。

 b. 対格残存受身文： 花子が 太郎に 頭を 殴られた。

(23) では、能動文における対格名詞句「花子の頭」全体が受身文の主格の位置に移動せず、対格名詞句の一部である「花子」のみが受身文の主格の位置に移動し、対格名詞句の主要部である「頭」は能動文と同じ位置に残存する。能動文における動作の主体「太郎」は「に」或いは「によって」をとり与格に降格する。即ち、(24) のように表示できる。

- (24) 能動文： Yが XのZを V。

 対格残存受身文： Xが Yに Zを V(ら)れる。

(25) (26) で示すように、中国語においても、日本語と同様な対応関係が見られる。

- (25) 能動文： 张三 打了 李四的头。

 対格残存受身文： 李四 被张三 打了 头。

- (26) 能動文： Y V(C/Asp) X的Z。

 対格残存受身文： X 被Y V(C/Asp) Z。

以上の構文形式をまとめると、次のとおりである。

(27) 日本語： Xが Yに Zを V (ら) れる。

中国語： X + 被Y + V (+C + Asp)⁹ + Z

統語的な基準で他動詞対格残存受身文を規定しようとするもう一つの理由は、類型論と一般言語学の視野から考慮するためである。筆者の調べる限り、日本語と中国語の他に、韓国語、タイ語、ロシア語、インドネシア語にも他動詞対格残存受身文が存在する。一方、他動詞対格残存受身文が存在しない言語もある。例えば、英語である。

(28) *Mary was hit her head by John.¹⁰

(能動文： John hit Mary's head.)

なぜ英語で他動詞対格残存受身文が存在しないのか。Burzioの一般化理論で解釈するのが一般的である。Burzioの一般化理論によると、外項を持たない動詞は対格付与を行わないということである。普通、受身動詞は外項を持たないものとされるため、Burzioの一般化理論によると、受身動詞は対格付与能力が欠如すると考えられる。

しかし、Burzioの一般化理論に反する受身文、受身動詞と対格名詞が共起する他動詞対格残存受身文が日本語にも中国語にも見られる。他動詞対格残存受身文の存在を言語理論からどう解釈すればいいのか、現存の言語学理論を修正すべきか、などの問題を検討するのは理論言語学と類型論の研究においても大きな意味を持つと考えられる。言い換えれば、「主格名詞と対格名詞が所有・所属関係をもつ」という意味的な特徴より、「対格名詞がなぜ受身文に残存し、受身動詞と共起できるか」という統語的な問題を検討するほうがこの類の受身文の本質に迫る有意義な考察ではないか

と思われる。

4.2 他動詞対格残存受身文の範囲

以上の受身文や対格残存受身文の規定により、本稿では、以下のような受身文を他動詞対格残存受身文と見なす。

- (29) a. 彼は校長先生から金賞を与えられた。
- b. 花子は太郎に頭を殴られた。
- c. 花子は太郎に頭に水をかけられた。
- d. 花子は太郎に隣で煙草を吸われた。

(29a)～(29d) については、従来の研究では、(29a) は「直接受身」、(29b) (29c) は「持ち主の受身」、(29d) は「第三者の受身」または「間接受身」と捉えているのが一般的である。従来のこの捉え方と異なり、(29a)～(29d) では、用いられる動詞が他動詞であり、また他動詞と共に起する対格名詞がそのまま受身文に残存する、という二つの条件を満たすため、本研究ではそれを総括して「対格残存受身文」とみなす。言うまでもなく、この四つの文は統語的にも意味的にも同様なものではない。その相違についての詳細な考察は今後の課題とする。

一方、中国語に関しては、以下のようなものを研究対象とする。

- (30) a. 他被授予金质奖章。
(和訳：彼は金賞を授与された。)¹¹
- b. 他被弟弟打了头。
(和訳：彼は弟に頭を殴られた。)
- c. 花被她浇了水。
(和訳：??花は彼女に水をやられた。)

d. 箱子被她捆上了绳子.

(和訳：??箱は彼女に縄をつけられた.)

e. 衣服被火烧了一个窟窿.

(和訳：*服は火によって穴を焼かれた.)

f. 那块布被她作了一条裤子.

(和訳：*その布は彼女によってズボンを作られた.)

g. 青椒被她炒了肉丝.

(和訳：*ピーマンは彼女によって挽肉をいためられた.)

(30) では、日本語に直訳すると、かなり不自然となるか、または成立不可能になる用例が多く見られる。このことによって、日本語の対格残存受身文と中国語の対格残存受身文は、必ずしも一対一の対応関係をもたないことが分かる。つまり、対格残存受身文では、日本語と中国語の対応するタイプもあれば、対応しないタイプもかなり存在するということである。

要するに、本研究で規定する「対格残存受身文」は、日本語の「持ち主の受身文」や中国語の「保留賓語被動句（目的語保留受身文）」に相当するものではなく、「持ち主の受身文」「保留賓語被動句（目的語保留受身文）」より上位の存在である。

なお、以上の規定により、「XがYにZをV（ら）れる」または「X+被Y+V(+C+Asp)+Z」の形式を持っているが、以下のようなものは考察対象から除外したい。

イ) 日本語の自動詞と共起するヲ格の残留する受身文

(31) ~ (32) はいずれも「~を~（ら）れる」という構文形式を持っている。しかし、受身動詞と共起するヲ格名詞は、動作の働きかけを受ける対象を表すものではなく、自動詞とペアで使われている、移動の経路や範囲、離脱点を表すものである。この類のヲ格名詞は他動詞の対格と考えられないため、考察対象から除外する。

(31) 「好きな方でしょうな。そう沢山は飲まないが、自動車とぶつかった時は、確かに酔っ払っていました。大学の教授をしている友達に銀座を引っぱり回されたんです。」(対訳¹²・井上靖・あした来る人)

(32) われわれ父子は、金閣拝見のあと、ふたたび本堂の玄関をおとなうと、長いひろびろとした廊下をみちびかれて、名高い陸舟松のある庭を見わたす大書院の住職の部屋へとおされた。(対訳・三島由紀夫・金閣寺)

ロ) 時間を表す「中を」「ところを」と共起する他動詞受身文

(33)～(34) で用いられる「なかを」「ところを」は、動作の行われる状態或いは時間を表す。この場合のヲ格名詞句は、対格名詞とは考えられないため、考察対象から除外したい。

(33) 列車が新宿へ着くと、克平と杏子は同じ二等車の別々の降り口から降りた。だれか迎えに来ていないものでもなかったので、二人が一緒だったところを見られるのを避けたわけであった。(対訳・井上靖・あした来る人)

(34) 暗闇の中を永松にかかえられて歩いた。少し行って、安田に聞えないのが、たしかなところまで来ると、私は永松に訊いた。(対訳・大岡昇平・野火)

ハ) 中国語の動量詞と共起する他動詞受身文

(35)～(37) の中国語の用例では、受身動詞の後に“一扁担”“一下”“一把”のような「数詞+NP」の形が用いられる。ここでは、「数詞+NP」全体は動詞の表す動作の様態を具体的に説明する助数詞的な役割を果たしており、中国語では「動量詞」と呼ばれている。動作の具体的な様態を表す「動量詞」は対格名詞と考えられないため、考察対象から除外する。

(35) 想了想, 他结结巴巴地说了, 说自己在解放前曾经被万恶的窑主打了一篇担。(CCL¹³·史铁生·盖棺)

(36) “告诉你, 往后更要老老实实, 不许乱说乱动; 你要小心我们一点儿!” 歪嘴子赶紧低头哈腰, 听候指教; 过一会儿听不见动静, 偷眼一看, 面前的那个人已经没了影子, 不由得长长地叹了一口气; 又象被针扎一下, 噌地跳进屋, 关上了门。(CCL·浩然·金光大道)

(37) 我觉得胸口仿佛被人猛推了一把, 心里立刻感到一阵说不出的难过。我后悔不该问他, 更后悔无意中刺伤了一个不幸的孩子的自尊心。我这才明白为什么他会有那样一双表情丰富的大眼睛……(CCL·张海迪·轮椅上的梦)

5. まとめ

以上, 日本語の「持ち主の受身文」と中国語の「保留賓語被動句」の定義と位置づけを概観し, 日中対照研究の立場から, 両者を「他動詞対格残存受身文」で統一して捉えることを主張する。そして, 「他動詞対格残存受身文」を「能動文における他動詞の対格名詞句の主要部が, 受身化される際, 受身文の主格の位置に移動せず, 元の位置に残存する他動詞受身文である」と定義し, その範囲を規定する。他動詞対格残存受身文の下位分類, そして各分類に関する詳細な考察を今後の課題とする。

注

- 1 「持ち主の受身文」の他に, 「所有物被動」(松下1928), 「関係事物の受身」(堀口1982), 「所有の受身」「部分受身」(森山1988), 「属格昇格型受身」(山内1997)等の用語も見られる。
- 2 本稿における中国語用例の和訳はすべて筆者が訳したものである。

- 3 金水 (1993) においては、間接受身文は「ヲ格残存受身」と「自動詞の受身」の二類に分類されている。
- 4 表1は拙稿 (2009) を踏まえ、少し加筆したものである。
- 5 表1の中の空欄は扱っていないことを表す。
- 6 下線は筆者がつけている。
- 7 詳しくは拙稿 (2009) を参照されたい。
- 8 山内 (1997) では、例 (9) (10) の文は「属格昇格型受身」と命名され、「持ち主受身文」に相当するものと見なされる。詳しくは山内 (1997) を参照されたい。
- 9 中国語の受身文では、動詞が裸の形のままで用いられることが少なく、Vの後ろにはいつも補語 (C) やアスペクトを表す「着、了、過」(Asp) がついている。
- 10 英語ではBE受動文「*Mary was hit her head by John」は成立しないが、「Mary had her hair cut (メリーは髪を切られた)」のように、HAVE受動文では成立可能である。但し、「Mary had her hair cut」は受身(「メリーは髪を切られた」)のほかに、「メリーは髪を切らせた」という使役の意味も表す。
- 11 (30) の和訳は筆者が中国語を直訳したものである。中には、日本語としてはかなり不自然(??で示される)、または成立不可能(*で示される)な用例が見られる。
- 12 全称「中日対訳コーパス(北京日本学研究所センター、2002年)」である。北京日本学研究所センターが2002年に作成した中日対訳コーパスであり、約2000万字前後。そのうちに、日本の文学作品や評論、憲法など日本語原文資料が369万字含まれる。本稿では「対訳」で表示する。以下も同様である。
- 13 全称「北京大学CCLコーパス(北京大学漢語言語研究中心)」である。北京大学漢語言語研究中心が作成した中国語コーパスである。古代中国語と現代中国語の新聞、雑誌、文学作品などが含まれ、総4.77億字ある。本論文では、そのうちの現代中国語に関する約3.07億字の資料を利用する。本稿ではCCLで表示する。以下も同様である。

参考文献：

- 于康 (2012) 「目的語残存受身文」における目的語残存の条件について—中国語との対照という視点から—, 広島大学国語国文学会『国文学攷』214号
- 奥津敬一郎 (1983) 「不可分離所有と所有者移動」東京都立大学国語国文学会『都大論究第20号』, (2007) 『連体即連用?—日本語の基本構造と諸相』に再録, pp.201-212, ひつじ書房,
- 影山太郎 (2006) 「日本語受身文の統語構造—モジュール形態論からのアプローチ—」『レキシコンフォーラムNo.2』, pp.179-231, ひつじ書房

- 工藤真由美 (1990) 「現代日本語の受動文」 言語学研究会編『ことばの科学 4』, pp.47-102, むぎ書房,
- 柴谷方良 (1978) 『日本語の分析—生成文法の方法—』大修館書店
- 柴谷方良 (2000) 「ヴォイス」 仁田義雄・村木新次郎・柴谷方良・矢澤真人編『日本語の文法1文の骨格』, pp.117-186, 岩波書店
- 鈴木重幸 (1972) 『教育文庫3 日本語文法・形態論』 むぎ書房
- 高橋太郎 (1985) 「現代日本語のヴォイスについて」 『日本語学』 4巻4号, 明治書院
- 丁意祥 (1995) 「いわゆる〈持ち主の受身〉について—非分離性関係の受身について」 大阪大学大学院文学研究科日本語学講座『現代日本語研究』 第2号, pp.103-120
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』 くろしお出版
- 仁田義雄 (1982) 「再帰動詞, 再帰用法—Lexico-Syntaxの姿勢から」 日本語教育学会『日本語教育』 47号, pp.79-90
- 仁田義雄 (1992) 「持ち主の受身をめぐって」 『藤森ことば論集』, pp.3-34, 清文堂出版
- 堀口和吉 (1982) 「日本語の受身表現」 大阪外国語大学『日本語・日本文化』 第11号, pp.65-88
- 益岡隆志 (1987) 『命題の文法—日本語文法序説』 くろしお出版
- 益岡隆志 (2000) 『日本語文法の諸相』 くろしお出版
- 松下大三郎 (1928) 『改撰標準日本文法』 勉誠社
- 松下大三郎 (1930) 『増補校訂 標準日本口語法』 勉誠社
- 村木新次郎 (1991) 『日本語動詞の諸相』 ひつじ書房
- 山内博之 (1997) 「日本語の受身文における「持ち主の受け身」の位置づけについて」 『日本語教育』 第92号, pp.119-130
- 鷺尾龍一, 三原健一 (1997) 「他動性とヴォイスの体系」 『日英語比較選書7 ヴォイスとアスペクト』 研究社
- 李臨定 (1980) 《“被”字句》《中国语文》 第6期, pp.401-412
- 李臨定 (1986) 《现代汉语句型》 商务印书馆
- 李珊 (1992) 《现代汉语被字句研究》 北京大学出版社
- 陆俭明 (2006) 《有关被动句的几个问题》 邢福义编《汉语被动表述问题研究新拓展》, pp.217-229, 华中师范大学出版社.
- 吕叔湘 (2002) 《20世纪现代汉语语法八大家 吕叔湘选集》 东北师范大学出版社
- 潘海华, 韩景泉 (2008) 《汉语保留宾语结构的句法生成机制》《中国语文》 第6期, pp.511-522
- 谢质彬 (1989) 《被动句在发展过程中出现的若干特殊句式》《河北大学学报》 1989年第3期, pp.61-68

- 邢福义 (2006) 《承賜型“被”字句》邢福义主编《汉语被动表述问题研究新拓展》，pp.374—396，华中师范大学出版社
- 熊仁芳 (2009) 《日语O格保留被动句的划分—以中日语言对比为线索》《東アジア言語研究》第12号，pp.1—11
- 徐杰 (1999) 《两种保留宾语句式及相关句法理论问题》《当代语言学》第1期，pp.16—29
- 徐杰 (2001) 《普遍语法原则与汉语语法现象》北京大学出版社
- 徐杰 (2006) 《被动句与非宾格句式的一致与差异》邢福义主编《汉语被动表述问题研究新拓展》，pp.409—422，华中师范大学出版社
- 于康 (2009) 《日汉所有关系被动句与所有物可否共现的语义条件》《日语学习与研究》第4期，pp.2—9